

砺波市農業委員会 5月総会議事録

開催日時 令和3年5月7日（金）午前11時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 26名

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 老 健 | 15番 | 土田 英雄 |
| 2番 | 鴨井 克之 | 16番 | 江成 周彦 |
| 3番 | 境 真由美 | 17番 | 樋掛 雅彦 |
| 4番 | 舘 和香子 | 19番 | 平木 哲 |
| 5番 | 川邊 洋 | 20番 | 山本 涉 |
| 6番 | 源通 一郎 | 21番 | 山本 憲政 |
| 7番 | 松原 光雄 | 23番 | 原野 敬司 |
| 8番 | 飯田 輝一 | 24番 | 前野 久 |
| 9番 | 堀田 敬三 | 25番 | 石田 智久 |
| 10番 | 齋藤 徹 | 26番 | 飛田 明雄 |
| 11番 | 吉田 一馬 | 27番 | 野原 外茂雄 |
| 12番 | 片山 雅喜 | 28番 | 吉田 孝夫 |
| 13番 | 黒田 英嗣 | 29番 | 西原 登 |

欠席した委員 3名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 14番 | 川邊 孝之 | 22番 | 宮崎 雄介 |
| 18番 | 亀永 理恵 | | |

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 津田 泰二 | 主査 | 瀬賀 晶子 |
| 主幹 | 宮井 輝枝 | | |

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転用許可申請に対し
意見決定について

議案第 4 号 砺波市農用地利用集積計画（第 1 1 8 次）の協議に対し意見決定に
ついて

報告

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について

報告第 3 号 農業経営改善計画の認定について

(開会 11:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会5月総会」を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶があります。

会長 大型連休中は、農作業にいそまれたことと思います。私事ですが、4月下旬に山間部まで水稻苗を配達する機会がありましたが、その頃は晴天続きで水不足が大変深刻な時期であり、皆さん代かきにとっても苦慮しておられました。大型連休に入って雨も降り、田植作業がはかどったかと思えます。

従来は、田植作業が連休中に集中していましたが、近年は5月中には終わることが主流となっております。農繁期となりますが、安全に十分注意されまして農作業していただきますようお願いいたします。

事務局 ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、26名が出席されています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、砺波市農業委員会会議規則第5条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員の選任を行いますが、慣例により、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号21番 山本 憲政委員、議席番号23番 原野敬司委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第1号をご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページ、議案第3号をご覧ください。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定」については、2件です。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の1ページから3ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の指定がある、市街化の傾向が著しい区域に位置しており、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

本件の譲受人と譲渡人は、親族です。譲受人は夫と共にアパート暮らしをしており、今年には子供を出産する予定です。子供の将来的な成長を考え、日々の暮らしに手狭さを感じています。そこで実家の近所である申請地にて、親世帯と共に助け合いながら暮らしていきたいと思い、譲渡人の土地を譲り受け、自己住宅を建築したく、計画を立てたものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の4ページから6ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、上水道、下水道、ガス管の3種類のうちの2種類以上、本件の場合は上水道と下水道になりますが、2種類以上が埋設されている道路の沿道にあり、かつ、申請地から500m以内に2つ以上の医療施設が所在していること、という「公共施設整備済区域」の条件に適合していることから、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請者及びその妻は市外のアパートに居住していますが、砺波市出身です。申請者には子供もいて、アパートは手狭で生活騒音などが気になったことから、新居を建てることにしました。ショッピングセンターや学校などを勘案のうえ、その旨を申請者の父親の知人である譲渡人に相談したところ、本申請地を譲ってもらえることとなりました。両者それぞれの両親ともに砺波市在住で孫の世話もお願いすることが可能となり、本申請地に自己住宅を建築したく、計画を立てたものです。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定」は、計2件、2筆で、593㎡です。以上です。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました議案第3号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議 長 川邊委員、どうぞ。

川邊委員 1番の案件ですが、申請人は所有者の孫に当たります。転用目的は、農家の分家住宅ということで、所有者の長男は舅になりますが、現在は単身赴任中で砺波市を離れていますが、申請することに同意されているそうです。ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 他にご質問等はございませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 飛田委員、どうぞ。

飛田委員 2番の案件ですが、譲渡人は元々酪農家で、申請地に酪農のための機械を止めたりしていましたが、酪農を辞めてからは、野菜を作って管理しておりましたところ、知人から宅地として譲り受けたいという話があったということです。ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 他にご質問等はございませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 原野委員、どうぞ。

原野委員 1番は、仲間田ですか

川邊委員 3人が所有する仲間田ですが、申請が通れば、秋にも着工に取り掛かりたいと聞いています。

議 長 他にご質問等はございませんか。ご質問等がないようですので採決を行います。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。続きまして、議案第4号 砺波市農用地利用集積計画(第118次)の協議に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページ、議案第4号をご覧ください。第118次の砺波市農

用地利用集積計画についてご説明します。

これは、利用権設定等促進事業という手続に基づく利用権設定です。貸し手と借り手が直接、小作関係を結ぶ、いわゆる“相對”の利用権設定についての議案になります。

手続の流れを簡単にご説明しますと、まず、農地を貸借する当事者（貸し手・借り手）は、農地の利用権設定に関する申出書を市に提出します。次に、市は、申出に基づいて、集団的な権利の設定の計画である「農用地利用集積計画」を作成します。この「農用地利用集積計画」を農業委員会で審議した後、市が公告することにより、利用権設定の効力が発生することになっています。

当市では申出を年3回受け付けておりまして、今回は、3月末締切り・5月末公告予定分となります。

(議案書一部朗読)

なお、この一覧表は、貸し手の住所地の地区順に、農地一筆毎の利用権設定内容が記載されています。以上です。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました議案第4号について、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 　　(「はい」の声あり)

議 長 　　飛田委員、どうぞ。

飛田委員 　　現在でも、利用集積したら奨励措置はありますか。

事 務 局 　　農地中間管理機への集積が進められていますので、当事者同士の利用権設定について、奨励措置はありません。

事 務 局 　　昔はありましたが、今はありません。

議 長 　　他に何かございませんか。ご質問等がないようですので採決を行います。議案第4号 砺波市農用地利用集積計画(第118次)の協議に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。

委 員 　　(全員挙手)

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項

の規定による通知の報告について、報告第2号農 地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、報告第3号 農業経営改善計画の認定について事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号説明)

議長 ただ今、報告第1号・第2号について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、報告を受けたということで終わらせていただきます。以上をもちまして、本総会に付議された全案件を終了いたしました。これにて閉会いたします。

(閉会 11 : 55)

本会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和3年5月7日

議長 印

署名委員 印

署名委員 印